第81号議案

足立区印鑑条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成17年9月21日

提出者 足立区長 鈴木恒年

足立区印鑑条例の一部を改正する条例

足立区印鑑条例(昭和50年足立区条例第19号)の一部を次のよう に改正する。

第14条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、足立区行政手続等における情報通信の 技術の利用に関する条例(平成16年足立区条例第49号。以下「情 報通信技術利用条例」という。)第3条の規定に基づき電子情報処理 組織を使用して申請する場合は、印鑑登録証の添付を要しない。ただ し、当該申請を行つた者は、事後に印鑑登録証を返納するものとする。 第18条に次の1項を加える。
- 2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用条例第3条の規定に基 づき電子情報処理組織を使用して申請する場合は、印鑑登録証の提示 を要しない。

第19条中「前条」を「前条第1項」に改める。

付 則

この条例は、平成17年12月1日から施行する。

(提案理由)

印鑑登録の廃止申請及び印鑑登録証明書の交付申請について、情報通信技術の利用を可能とする必要があるので、この条例案を提出いたします。